

表 海外個別招へい研究者の渡航費、滞在費等の支給額と支給方法

給費項目	給費条件	支給方法
1 渡航費	<p>個別招へい研究者の所属機関の最寄りの国際空港から、受入機関の最寄りの国際空港までの往復航空運賃を支給する。</p> <p>原則クラス1はビジネス、クラス2, 3はディスカウントエコノミー、場合によりノーマルエコノミーとし、クラス1は同伴家族1名1度の往復航空運賃（ビジネス）を支給する。</p>	<p>原則として、現地通貨で往復航空券を購入した際の領収書と往路搭乗半券を基に、購入日の為替レートで円換算した金額を、個別招へい研究者の来日後速やかに支給する。</p>
2 空港からの交通費	<p>受入機関の最寄りの国際空港から受入機関までの往復交通費（公共交通機関）を支給する。</p>	<p>往路については、渡航費の支給に併せて支給し、復路については離日当日までに支給する。</p>
3 滞在費	<p>クラスにより、以下の日額を支給する。</p> <p>クラス1： 40,000円 クラス2： 19,000円 クラス3： 14,000円</p>	<p>原則として、毎月20日までに当月分の滞在費を支給する。</p>
4 出張旅費	<p>個別招へい研究者が所在する都市を離れて国内旅行をする必要がある場合には、交通費及び宿泊費（素泊り料）を実費で支給する。滞在中の支払総額として以下の上限を設ける。</p> <p>クラス1： 400,000円 クラス2： 200,000円 クラス3： 150,000円</p> <p>なお滞在期間が4ヶ月以内の時には以下の上限を設ける。</p> <p>クラス1： 280,000円 クラス2： 140,000円 クラス3： 105,000円</p> <p>個別招へい研究者が国外旅行をする場合には、支給しない。</p>	<p>素泊まり料一泊の上限は11,000円とする。</p>

<p>5 保険料</p>	<p>下記の額を保険金の限度として、招へい期間中、個別招へい研究者に対し保険を付与する。</p> <p>傷害死亡 30,000千円</p> <p>傷害治療 2,000千円</p> <p>疾病死亡 2,000千円</p> <p>疾病治療 2,000千円</p> <p>救援者費用 7,000千円</p> <p>賠償責任 100,000千円</p>	<p>当該保険料はNICTから保険会社に直接支払うものとする。</p> <p>保険金(治療費用)は、個別招へい研究者から提出される請求書等に基づき保険会社が個別招へい研究者に直接支払うものとする。</p>
--------------	--	--